

議案第 4 号

佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正について

佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年佐野市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「決定した額」の次に「に佐野市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年佐野市条例第 5 2 号。以下「給与条例」という。）第 9 条第 1 項から第 3 項までに規定する地域手当に相当するものとして規則で定める額を加算した額」を加え、「佐野市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年佐野市条例第 5 2 号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に、「第 9 条の 2」を「第 9 条第 4 項」に改める。

附則第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

会計年度任用職員の報酬の規定を改め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第4号参考資料

佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(報酬) 第6条 (略) 2・3 (略) 4 前3項の「基準月額」とは、各会計年度任用職員について第3条から前条までの規定を適用して決定した額（診療所医師である会計年度任用職員（以下本則中「医師」という。）にあつては、<u>佐野市職員の給与に関する条例（平成17年佐野市条例第52号。以下「給与条例」という。）</u>第7条の3に規定する初任給調整手当及び<u>第9条の2</u>に規定する地域手当に相当するものとして規則で定める額を加算した額）をいう。 5 (略) 附 則 1・2 (略) <u>（佐野地区衛生施設組合の解散に伴う期末手当の取扱い）</u> 3 <u>令和5年9月30日において解散前の佐野地区衛生施設組合の会計年度任用職員であつた者で引き続き本市に採用された職員のうち、同年4月1日以後同組合の会計年度任用職員であつた者については、当該会計年度任用職員であつた期間を本市の会計年度任用職員であつた期間とみなし、第12条第1項において準用する給与条例第17条の2第2項及びこの条例第12条第2項の規定を適用する。</u>	(報酬) 第6条 (略) 2・3 (略) 4 前3項の「基準月額」とは、各会計年度任用職員について第3条から前条までの規定を適用して決定した額に<u>佐野市職員の給与に関する条例（平成17年佐野市条例第52号。以下「給与条例」という。）</u>第9条第1項から第3項までに規定する地域手当に相当するものとして規則で定める額を加算した額（診療所医師である会計年度任用職員（以下本則中「医師」という。）にあつては、<u>給与条例第7条の3</u>に規定する初任給調整手当及び<u>第9条第4項</u>に規定する地域手当に相当するものとして規則で定める額を加算した額）をいう。 5 (略) 附 則 1・2 (略)